

亀田縞×にいがた2km事業
企画・業務実施委託

【募集要項】

令和6年4月

亀田縞利用促進協議会

亀田縞×にいがた2km事業 企画・業務実施委託募集要項

1 事業名

亀田縞×にいがた2km事業企画・業務実施委託

2 事業の目的

亀田縞と各企業やデザイナーなどが連携し、若年層向けの明るいカラーの2ndライン立ち上げやロゴ制作、ブランディング戦略やプロモーションを行うことで、若年層等を顧客層として獲得することによる販路拡大や亀田縞の更なる認知度向上を目的としている。

3 契約期間

契約日から令和7年3月31日(月)まで

4 委託金額

委託金額は3,100,000円以内(消費税及び地方消費税を含む)とする。

5 事業者の選定について

公募にて募集し、提案内容を総合的に評価し選定する。

選定にあたっては、亀田繊維工業協同組合、生産者及び関連会社、地元コミュニティ協議会や江南区役所などで組織される亀田縞利用促進協議会(以下「協議会」という。)の構成員から選出された審査員による審査を非公開で実施する。

6 企画提案者の募集

(1) 応募要件

提案者は、以下の事項すべてに該当すること。

- ① 事業の実施から実績報告まで遅滞なく履行できること。
- ② 令和5年度について国、県、市に納めるべき税金を完納していること。
- ③ 協議会が策定した仕様書を十分に理解し、その内容に沿った提案が可能であること。
- ④ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教育育成することを主たる目的とする団体でないこと。
- ⑤ 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。

- ⑥ 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。)の候補者(当該公社になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- ⑦ 公序良俗に反する行為又は関係法令に違反していないと市長が認める者。
- ⑧ 新潟市暴力団排除条例に規定する排除対象者でないこと。
- ※必要により、当該事実照会を新潟県警察本部に行います。また、契約締結後においても契約事業者には排除の対象に該当する疑いが生じたときは、当該事実の内容について県警本部に紹介し、これに該当する場合は契約を解除します。

(2) 提案内容

- ① 本事業の目的に沿った企画内容(ブランド戦略、ロゴ制作)
- ※既存の織ネームは 4 種類ある。受託者は本事業で新たなロゴの制作にあたり、それぞれの織ネームの役割を踏まえた上での、新たなロゴの活用方法についても提案すること。(4 種類の織ネームについては「(別紙) 既存の織ネーム見本」を参照)
- ② 本事業におけるプロモーション(デジタル施策)
- ※ SNS 広告、Web ページ制作など
- ③ 本事業に係るプロモーション(マスコミ施策)
- ※ テレビ番組等、情報媒体での特集など
- ④ 業務実施スケジュール
- ⑤ 経費の内訳

(3) 事業スケジュール

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| ① 募集期間 | 令和 6 年 4 月 26 日(金) ~ 5 月 24 日(金) |
| ② 提案書提出期限 | 令和 6 年 5 月 24 日(金) 午後 5 時(必着) |
| ③ 質問期限 | 令和 6 年 5 月 10 日(金) 午後 5 時まで |
| ④ 事業者の選定 | 令和 6 年 5 月下旬 予定 |
| ⑤ 契約日 | 令和 6 年 6 月上旬 予定 |
| ⑥ 事業開始 | 令和 6 年 6 月上旬～ |

(4) 応募方法等

- ① 質問及び回答
- 提案書等の作成にあたり、質問があるものは下記に基づき質問書を提出すること。電話や窓口による口頭の質問は受け付けない。
- ・ 提出期限 令和 6 年 5 月 10 日(金) 午後 5 時まで
 - ・ 提出書類 質問書(様式 5)
 - ・ 提出方法 問い合わせ・書類提出先にメールにて提出
- ※件名に【亀田縞×にいがた 2 km 事業公募質問】と明記すること。

- ・質問回答 令和6年5月17日(金)頃までに随時メールで回答。新潟市HPにも掲載。

② 提案書の提出について

- ・提出期限 令和6年5月24日(金) 午後5時(必着)
- ・受付時間 午前9時～午後5時
- ・提出書類
 - ア 提案書(様式1～4)
 - イ 申請者の概要に関する調書
 - ウ 法人・企業・団体等の定款、規則、会則等
 - エ その他事業実績等に関する資料(任意書式)
 - オ 各納税証明書(住所(所在地)を置く国・都道府県・市町村が発行した未納の無いことの証明書)
- ・提出方法 持参又は郵送にて受付。(電子メール不可)
 ※必要に応じて任意に別紙資料を添付してもよい。(書式は問わない)

7 選定方法及び選定結果について

(1) 審査

事業者の選定は、協議会構成員の中から選出された審査員による審査を非公開で実施。審査については、評価基準に基づき各委員が評価を行い、審査員の順位の数の和が最も小さい者を第1位交渉権者とし、提案者全員に順位付けを行う。順位数の和が同数となった場合には審査員による協議により順位を決定することとする。また、提案内容によっては事前にヒアリングを行う場合がある。

(2) 評価基準は以下の通りとする

	主な評価の視点
1.計画の妥当性	企画内容が妥当であり、目的を実現できると判断できるか
2.企画力	亀田縞の課題を認識しており、その課題を達成しうる企画内容や、亀田縞の認知度向上や販路拡大へと繋がる企画か
3.P R性	提案のデジタル施策やマスコミ施策は効果的であり、亀田縞や本事業をより多くの人へ周知することを可能としているか
4.実施能力	事業実施にあたり、知識、実績等から事業遂行能力は充分だと判断できるか
5.経費	経費の内訳は事業を行う上で妥当な価格となっているか

(3) 選定結果通知

各提案者に対して文書で審査結果を通知する。また、新潟市ホームページにて第1位交渉権者を公表する。なお、選定結果についての問い合わせには応じかねますのであらかじめご了承ください。

8 契約に関する基本的事項

(1) 契約方法

- ① 協議会は、第1位交渉権者と「亀田縞×にいがた2km事業企画・業務実施委託契約」の締結を行う。
- ② 第1位交渉権者との締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、順次、次の順位以降の者を繰り上げてその者と交渉する。

(2) 契約内容

- ① 企画提案して選定された事業の内容等については、双方で確認の上、変更する場合がある。
- ② 受託者は本業務の処理を第三者に委託、又は請け負わせてはならない。ただし、専門的な業務で特定の業者に委託するなどやむを得ない場合においては、あらかじめ協議会の許可を得たときはこの限りではない。

9 その他

- (1) 提案者には、参加報酬は支払わない。
- (2) 提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 事業終了後、受託者は令和7年3月31日(月)までに、成果品および実績報告書を提出すること。

【問い合わせ・書類提出先】

〒950-0195

新潟県新潟市江南区泉町3丁目4番5号

亀田縞利用促進協議会 事務局

(新潟市江南区役所産業振興課)

担当：草間、阿部

TEL：025-382-4809

E-mail:sangyo.k@city.niigata.lg.jp